# 居宅介護支援事業 • 介護予防支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人南魚沼福祉会が開設するまいこ園介護支援センター(以下「事業所」という。) が行う指定居宅介護支援・指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護・要支援状態(以下「要介護等」という)にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援・指定介護予防支援(以下「居宅介護支援等」という)を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所を、他の事業から独立して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、管理 者の責任において実施することとする。
  - 2 事業の実施にあたっては、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス 事業者などとの連携を図り、協力と理解の下に総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行うものとする。
  - 4 緊急の事態にも柔軟に対応できるよう、併設する特別養護老人ホームに緊急時連絡先を明示して24時間連絡体制を確保する。

### (事業所の名称等)

- 第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
  - (1) 事業所の名称 まいこ園居護支援センター
  - (2) 事業所の所在地 新潟県南魚沼市仙石1番地18

(従業員の資格、員数、および職務の内容)

- 第4条 事業者に、管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。
  - (1)管理者 1人 (主任介護支援専門員)
    - ・事業運営の管理について、適正な資質を有する者とする。
    - ・管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理 を図り、適切に事業を実施できるよう総括する。
  - (2) 従業者 3人以上
    - 介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者とする。
    - ・利用者の訪問調査を行い、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者等の内容、 料金などの情報を適正に提供し、利用者の課題分析の結果に基づいて、利用者や家族 の希望を反映したケアプランを作成・調整する。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日、年末年始(12月31日から1月3日)を除く日とする。
- (2) 営業時間 平日 午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、上記による以外に電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

# (居宅介護支援・介護予防支援の内容)

- 第6条 提供する居宅介護支援等の内容は、居宅サービス計画・介護予防支援計画(以下「ケアプラン」という。)を作成するとともに次の通りとする。
  - 1 ケアプランの作成後、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡を取り、利用者の実情やケアプランの実施状況等の把握を行うものとする。
  - 2 利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等、必要に応じて居宅サービス計画等の変更、 指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うものとする。
  - 3 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行うものとする。

### (居宅介護支援等の提供方法)

- **第7条** 居宅介護支援等の提供については、次の方法によるものとする。
  - 1 ケアプランの作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
  - 2 ケアプランの提供に際しては、次の事項に留意・配慮する。
    - ア 計画作成に先立ち、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者等の内容、料金などの 情報を適正に提供する。
    - **イ** 利用者の課題分析にあたっては、その有する能力や、現に提供を受けている指定居宅サービス、その置かれている環境などの評価を通じ、利用者の現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことを前提として行う。

なお、課題分析は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこととし、 面接に先立ち、面接の趣旨や目的を充分に説明し、理解を得るようにする。

ウ 利用者や家族の希望や、課題分析の結果把握された課題に基づき、地域における指定居宅 サービス提供の体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利 用する上での留意点などを盛り込んだケアプランの原案を作成する。

これを、原案に位置付けられた居宅サービスの提供担当者を召集して行われる会議等において、各担当者からの専門的意見を聴取し、ケアプランの原案を修正する。

- エ ウにより作成されたケアプランについては、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否 などについて利用者及び家族に対して充分に説明を行い、文書により同意を得ることとする。
- **オ** ケアプランは、主治の医師の意見を尊重するほか、認定審査会の意見に沿って作成することとする。
- **カ** 指定居宅サービスの提供が特定の時期又は特定の種類若しくは特定の事業者に偏ることなく、計画的に指定居宅サービスが提供されるよう考慮する。
- **キ** 利用者の生活全般を支援するという観点から、介護給付対象サービスのみならず、保険給付対象外サービスの保健医療サービスや、ボランティアなどによるサービスの利用も、努めて盛り込むよう配慮する。
- 3 ケアプランを作成し、指定居宅サービスの提供を実行した以降においても、利用者及びその 家族、居宅サービス事業者との連絡を密に行い、ケアプラン実施状況の把握に努めるとともに、 引き続き利用者の課題の把握を行い、必要に応じてケアプランの変更、居宅サービス事業者と

の連絡調整など便宜を図ることとする。

また、利用者が介護保険施設等への入所を希望し、又は居宅での日常生活の継続が困難と認められるに至ったときは、介護保険施設への紹介など便宜を図ることとする。

- 4 居宅介護支援等の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し理解し やすいよう、説明することとする。
- **5** 居宅介護支援等のモニタリングの結果記録は1月に1回とする。

## (通常の事業の実施地域)

- 第8条 通常事業を実施する地域は次のとおりとする。
  - ア 居宅介護支援の事業の実施地域は湯沢町、南魚沼市とする
  - イ 介護予防支援の事業の実施地域は南魚沼市とする

### (利用者の相談を受ける場所)

第9条 利用者の相談を受ける場所は、<del>居宅介護支援</del>事業所相談室で行う。但し、利用者の希望により利用者の居宅等においても行う。

# (利用する課題分析票の種類)

- 第10条 利用する課題分析票は以下の通りとする。
  - ア 居宅介護支援の課題分析は『MDS-HC2.0』を使用する。
  - イ 介護予防支援の課題分析は、厚労省が提示する基本チェックリスト等を使用する

# (事業所内連絡会議の開催)

**第11条** 利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした 会議を週1回程度実施する。

### (居宅訪問頻度)

第12条 ケアプランを作成し、これに従って介護サービス等の提供がなされた後にサービス提供 状況及びサービス変更の必要性などを確認するため、居宅介護支援は1月に1回以上、介護予防 支援は3月に1回以上の居宅訪問を行う。また、省令に定める要件を満たしテレビ電話装置その 他の情報通信機器を活用したモニタリングを行った場合においては、少なくとも2月に1回(介 護予防支援の場合は6月に1回)とする。

なお、これに関わらず利用者の容体や介護サービスに対する希望、要介護度等に変動があった場合は、要介護者等の状態を把握できるよう、必要に応じて訪問頻度を高めるものとする。

### (虐待防止のための措置に関する事項)

- 第13条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
  - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
  - ② 虐待防止のための指針の整備
  - ③ 虐待防止のための研修の実施
  - ④ 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置
  - 2 指定居宅介護支援等の提供中に、事業者又は利用者の家族等の高齢者を養護する者による虐

待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに保険者に通報し、保険者が行う虐待などに対する調査等に協力するよう努める。

### (事故発生時の対応)

- **第14条** 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により事故が発生した場合には、速 やかに市や利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
  - 2 利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

### (苦情処理等)

- 第15条 事業者は自ら提案した指定居宅介護支援等、又は自らがケアプランに位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。
  - 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
  - 3 事業者は介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会(以下、「市等」という)が行う調査に協力するとともに市等から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
  - 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は改善内容を報告する。
  - 5 事業者は、自らがケアプランに位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険 団体連合会への申立に対して、利用者に必要な援助を行うものとする。

# (利用料等)

第16条 指定居宅介護支援等を提供した場合の利用料は、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」に定める額とし、 当該指定居宅介護支援等が法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料を徴収しないものとする。ただし、保険料の滞納により法定代理受領でない場合は、上記以外の取り扱いを行うものとする。

#### (その他運営にあたっての重要事項)

第17条 事業所は、社会的使命を充分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を 設け、又、適切かつ効率的に事業が実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。

なお、研修は次のとおり設けるものとする。

- ① 採用時研修 採用後2月以内に実施
- ② 継続研修 事業所及び個別の職員ごとの研修計画に基づいた研修
- 2 職員は、業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また従業員との雇用関係が終了した場合 においても、事業者の責任において、当該従業員の知り得た秘密の保持を行うこととする。
- 3 事業所は、従業者の清潔保持および健康状態について管理を行うとともに、その設備・備品 について衛生的な管理を行う。
- 4 事業所は、提供したサービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実 に対応し、必要な措置を講じることとする。
- 5 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合、事業所内で情報を共有し、

協力体制を確保したうえでサービスを提供する。

- 6 運営基準減算又は、特定事業所集中減算の適用を受けないよう法令順守に留意する。
- 7 介護支援専門員一人あたりの居宅介護支援を受ける利用者数の平均件数は**40**件未満を維持する。
- 8 事業の運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する 基本理念にのっとり、同乗第2条第1項に規定する暴力団又は同条第3項に規定する暴力団員等に よる不当な行為を防止し及びこれにより生じた不当な影響を排除するものとする。
- 9 災害や感染症が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援・指定介護予防支援 の提供を受けられるよう、自然災害BCP・感染症BCP(業務継続計画)に従い運営するものとす る。また、必要な研修及び訓練は年間研修計画に基づいて適宜実施するものとする。

## 附 則

- この運営規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この運営規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この運営規程は、令和5年12月1日から施行する。
- この運営規程は、令和6年5月1日から施行する。